

意見書・再意見書


2017年10月7日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市古江第6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市古江91-20他10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① B-B断面部: 雨水路の開発を停止して下さい。 現状B-B断面部の雨水路は現在使用中の為、雨水路の維持を願います。</p> <p>② A-A断面部: 今後起る住民間のトラブル防止及び防犯の為、管理通路(別紙)と一定の距離を確保願います。 アービエーの確保、公園化の為、通路の設置などによる現住宅との一定の距離の確保を願います。</p>		
※受付年月日	29年9月1日	※受付番号	第 号 29-1-15
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 11見解書

- ①. 当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。
- ②. 別添②の範囲において管理用通路(60cm)を設置致します。
管理用通路を設ける事により敷地から建物まで約1.0m程の離隔確保しプライバシー確保に努めます。

貴重なご意見ありがとうございました。

別添②

管理用通路設置場所

	㎡	坪	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38
道路、下水道用地面積			
道路後退・歩道整備面積	6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積	1,667.39	504.38	6.03
集会所面積	150.15	45.42	0.55
開発面積	27,636.08	8,359.91	100.00

100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸



意見書・再意見書

29年 10月 3日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市古江台6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市 6丁目 91-20他 10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>① B-B断面部 : 雨水路の確保を願ひます</p> <p>② A-A断面部 : 公園化、特に林通路の設置を願ひます</p>		
※受付年月日	29年 10月 11日	※受付番号	第 29-L-15 号
※備考			※受付印



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 12見解書

- ①. 当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。
- ②. 別添②の範囲において管理用通路(60cm)を設置致します。
管理用通路を設ける事により敷地から建物まで約1.0m程の離隔確保しプライバシー確保に努めます。

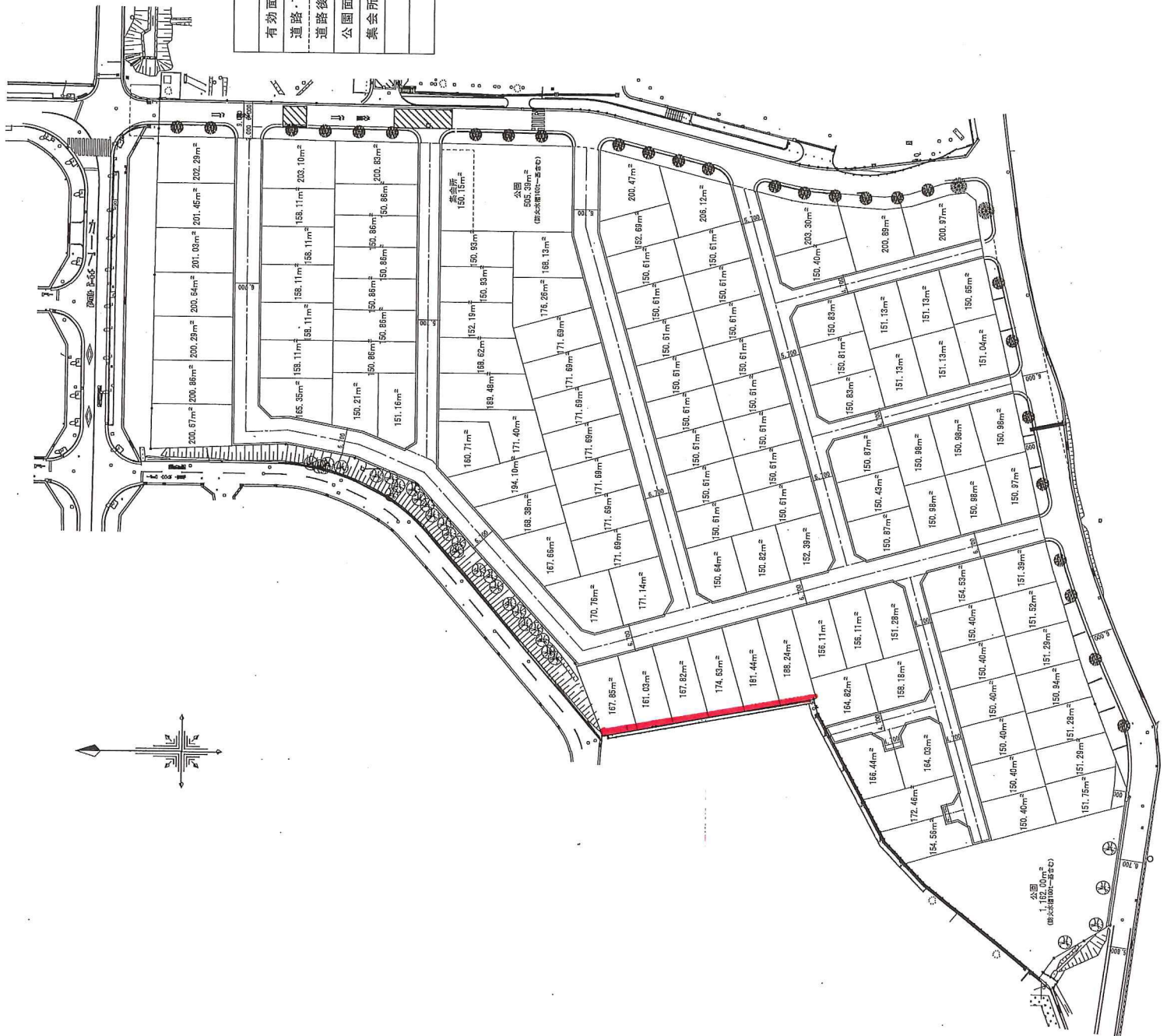
貴重なご意見ありがとうございました。

別添②

管理用通路設置場所

	戸	㎡	坪	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38	68.87
道路、下水道用地面積				
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積		1,667.39	504.38	6.03
集会所面積		150.15	45.42	0.55
開発面積		27,636.08	8,359.91	100.00

100㎡台 0戸
 110㎡台 0戸
 120㎡台 0戸
 130㎡台 0戸
 140㎡台 0戸
 150㎡台 74戸
 160㎡台 12戸
 170㎡台 13戸
 180㎡台 3戸
 190㎡台 1戸
 200㎡台 14戸
 210㎡台 0戸
 220㎡台 0戸
 合計 117戸



意見書・再意見書

2017年10月2日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市市江台6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市 6丁目91-20他10号		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① B-B断面部：雨水管路の不確保をお願ひします。 現状B-B断面図は雨水路を使用しており、 現雨水路維持して頂きたいと思ひます。</p> <p>② A-A断面部：公園化、もしくは通路設置をお願ひします。 A-A断面部のいおれかの場所から 通路を設置して頂きたい。 (防犯の面から子供の通学路として住地街の 通路を通りたい)</p>		
※受付年月日	2017年10月1日	※受付番号	第 号 29-L-15
※備考			※受付印 受付 開発審査室 29.10.12 第29-L-15号

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

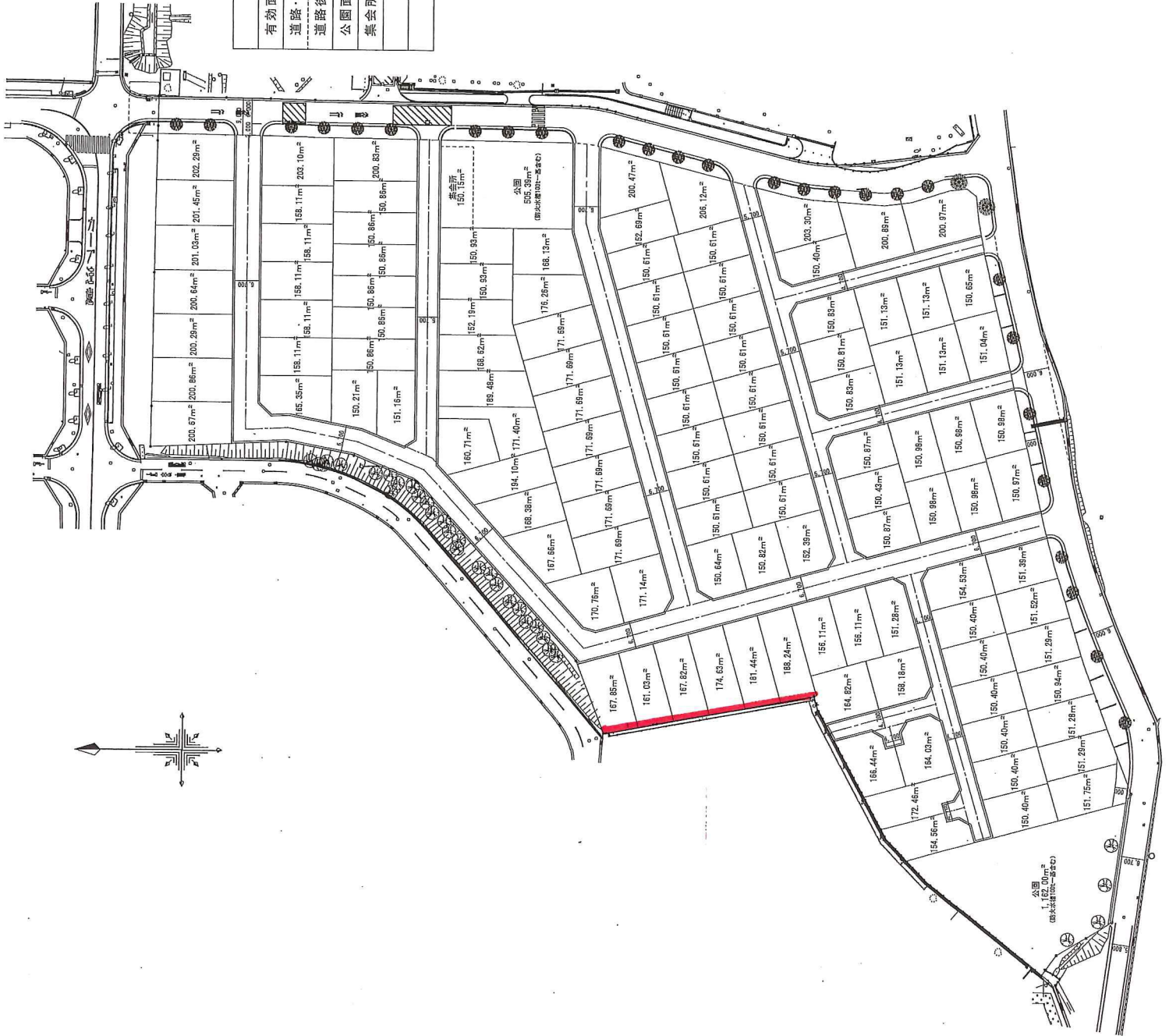
NO. 13見解書

- ①. 当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。
- ②. 別添②の範囲において管理用通路(60cm)を設置致します。
管理用通路を設ける事により敷地から建物まで約1.0m程の離隔確保しプライバシー確保に努めます。

貴重なご意見ありがとうございました。

別添②

管理用通路設置場所



	戸	㎡	坪	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38	68.87
道路、下水道用地面積				
道路後退・歩道設置面積		6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積		1,667.39	504.38	6.03
集会所面積		150.15	45.42	0.55
開発面積		27,636.08	8,359.91	100.00

- 100㎡台 0戸
- 110㎡台 0戸
- 120㎡台 0戸
- 130㎡台 0戸
- 140㎡台 0戸
- 150㎡台 74戸
- 160㎡台 12戸
- 170㎡台 13戸
- 180㎡台 3戸
- 190㎡台 1戸
- 200㎡台 14戸
- 210㎡台 0戸
- 220㎡台 0戸
- 合計 117戸

意見書・再意見書


2017年10月3日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 及び 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市長江台6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市6丁目91-20他10等		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① B-B断面部：雨水路の確保 現状B-B断面部は雨水路を使用してありますので、現雨水路維持して頂きたいと思っております。</p> <p>② A-A断面部：公園化もしくは通路の設置 防犯およびトラブル防止の為、A-A断面部の6区画分を公園化もしくは十分な通路を設置して頂きたいと思っております。</p>		
※受付年月日	29年9月1日	※受付番号	第 号 29-L-15
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 14見解書

- ①. 当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。
- ②. 別添②の範囲において管理用通路(60cm)を設置致します。
管理用通路を設ける事により敷地から建物まで約1.0m程の離隔確保しプライバシー確保に努めます。

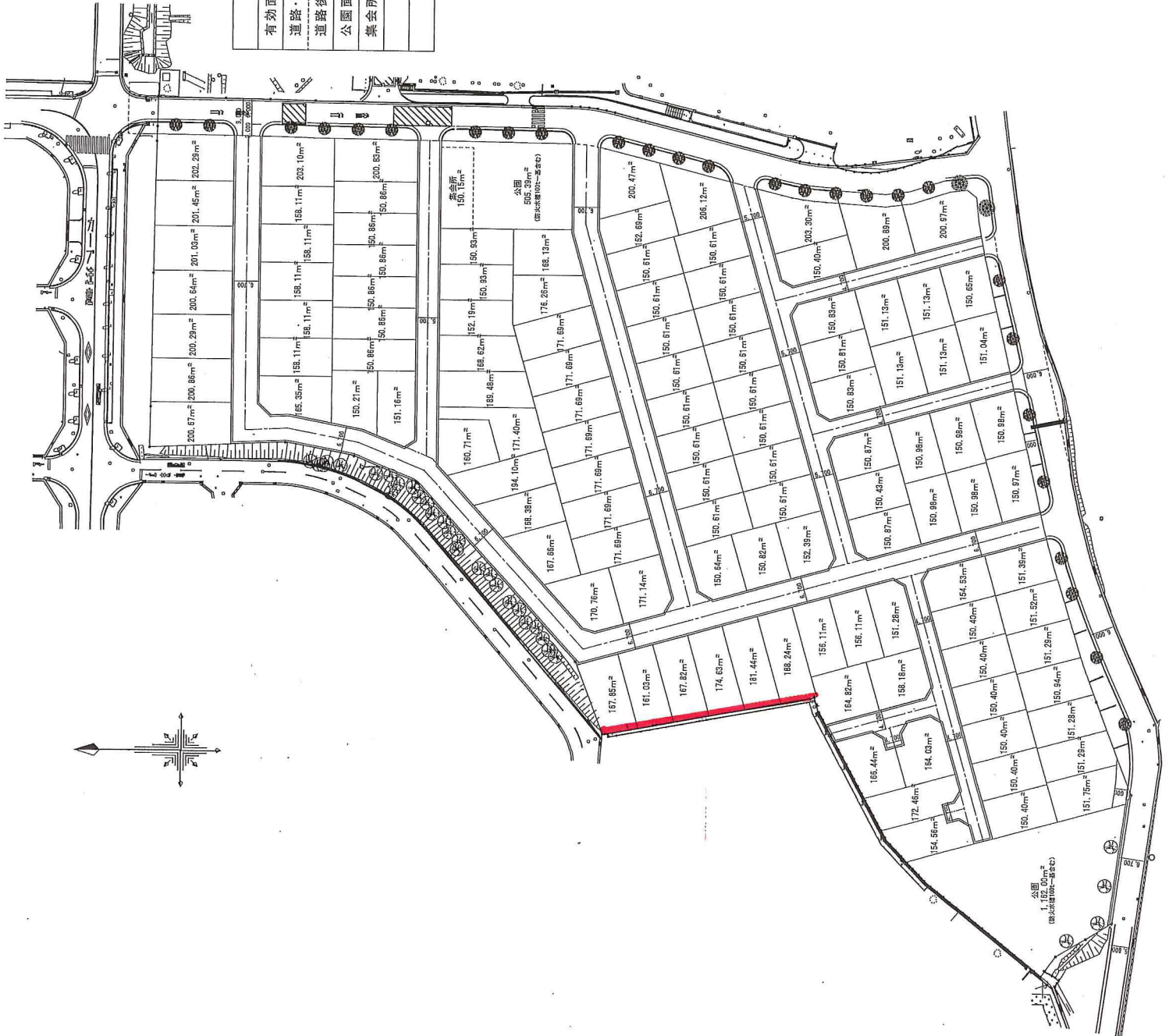
貴重なご意見ありがとうございました。

別添②

管理用通路設置場所

	坪	m ²	%
有効面積	117戸	19,032.67	68.87
道路・下水道用地面積			
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	24.55
公園面積		1,667.39	6.03
集会所面積		150.15	0.55
開発面積		27,636.08	100.00

100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸



様式第9号

意見書・再意見書

29年 10月 8 日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり
説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	吹田市古江台6丁目戸建計画		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市古江台6-91-20		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>雨水路はこれと同様地域の安全の観点から市の管轄として現状を維持すべき。</p> <p>計画地西側には隣接する住宅地とのプライバシー トラブル回避の観点から 通路や公園等 一定の距離 の確保を要求致しませう。</p> <p>屋上庭園の良販売について 住宅地のプライバシー 確保の[この]やめたいにござ[これ]。</p>		
※受付年月日	29年9月1日	※受付番号	第 号 29-L15
※備 考			<p>※受付印</p> <p>受付 開発審査室 29.10.12 第29-L15号</p>

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 15見解書

- ・当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。
- ・別添②の範囲において管理用通路(60cm)を設置致します。
管理用通路を設ける事により敷地から建物まで約1.0m程の離隔確保しプライバシー確保に努めます。
- ・ご意見頂いた内容を元に検討させて頂き、屋上庭園について 別添①範囲の区画に関しては屋上庭園不可区画として販売する事と致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

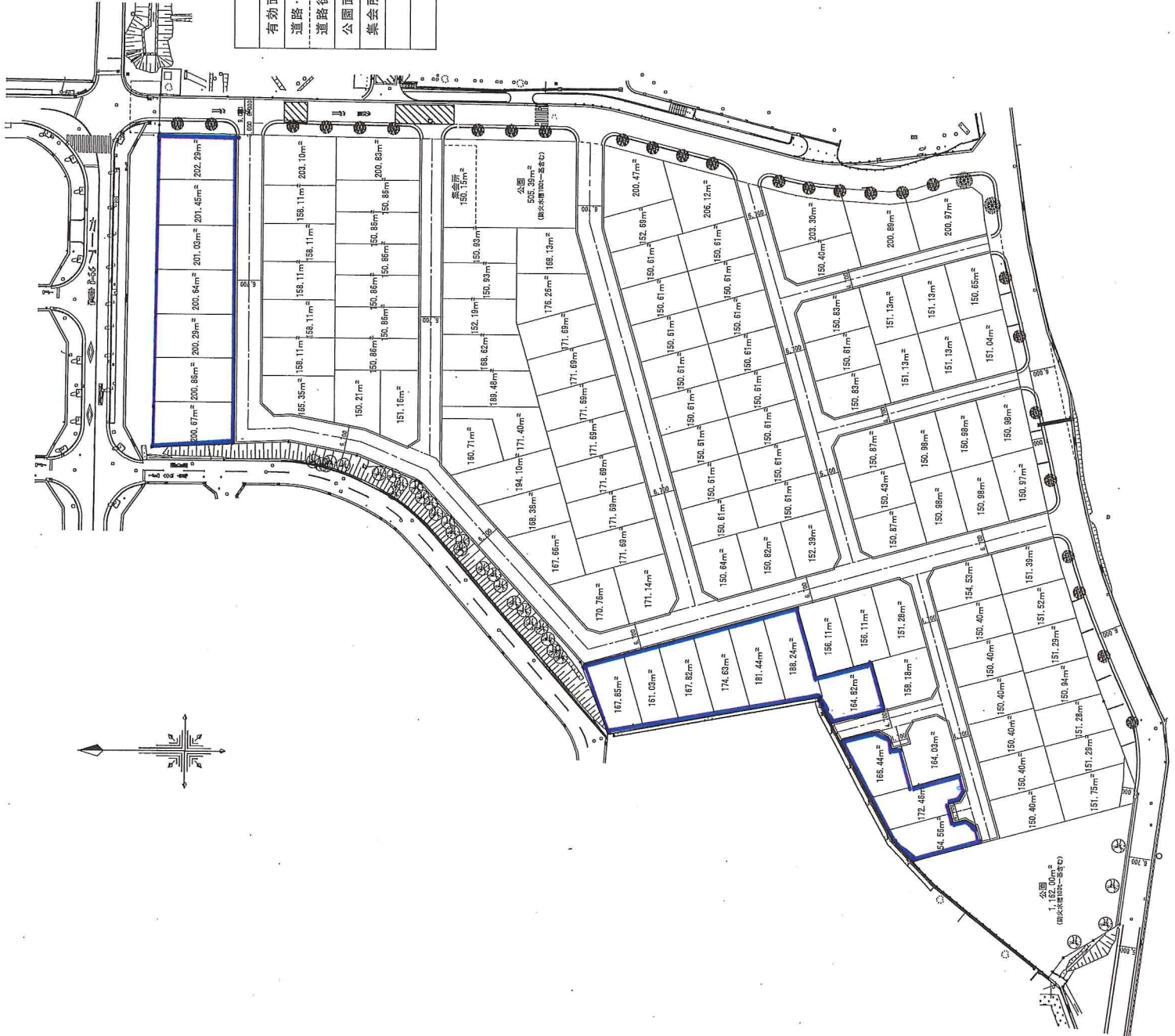
別添①

屋上庭園不可区画



	㎡	坪	%
有効面積	1117戸	19,032.67	5,757.38
道路、下水道用地面積			
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73
公園面積		1,667.39	504.38
集会所面積		150.15	45.42
開発面積		27,636.08	8,359.91
			100.00

100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸

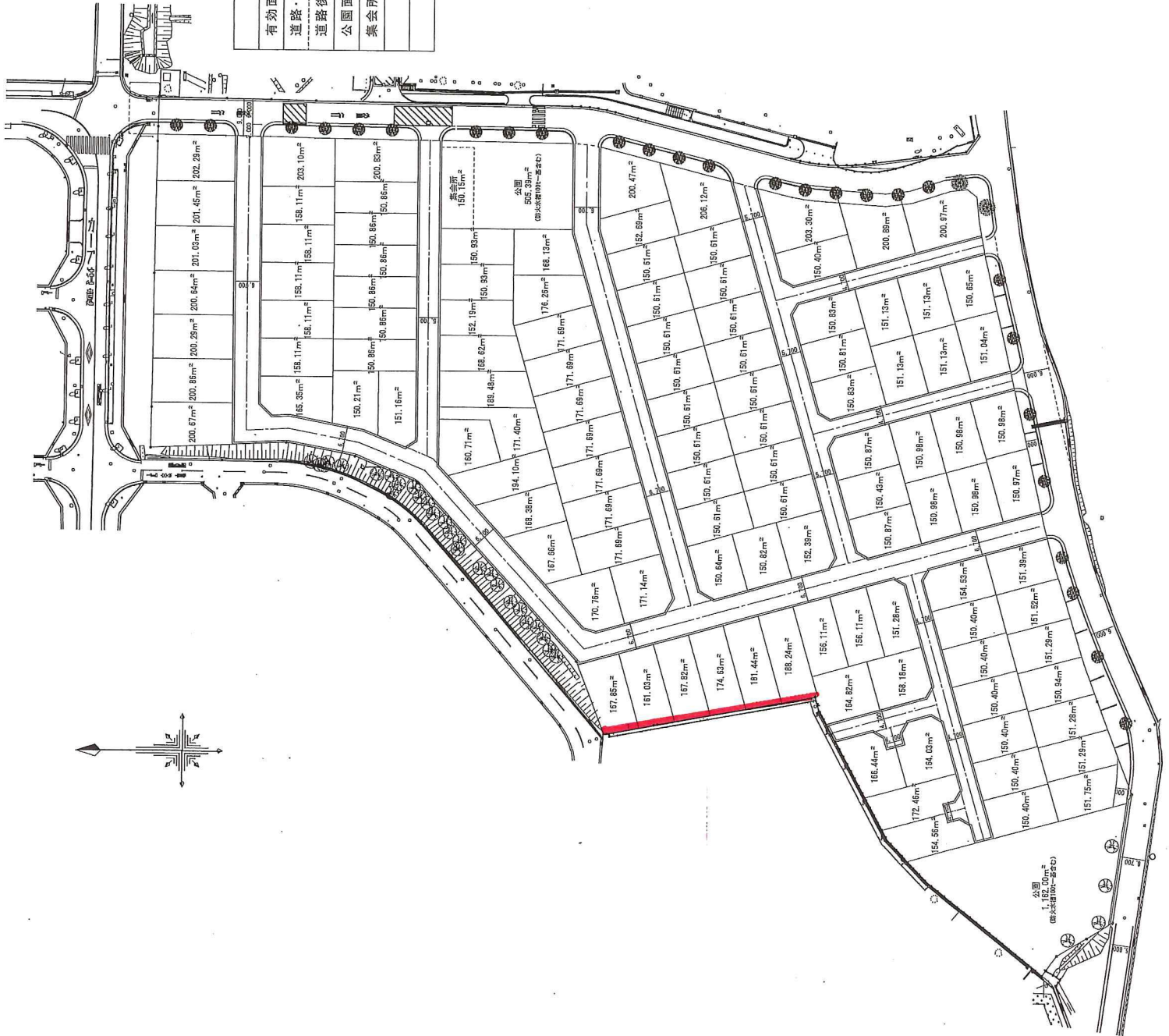


別添②

管理用通路設置場所

	戸	㎡	坪	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38	68.87
道路、下水道用地面積				
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積		1,667.39	504.38	6.03
集会所面積		150.15	45.42	0.55
開発面積		27,636.08	8,359.91	100.00

- 100㎡台 0戸
- 110㎡台 0戸
- 120㎡台 0戸
- 130㎡台 0戸
- 140㎡台 0戸
- 150㎡台 74戸
- 160㎡台 12戸
- 170㎡台 13戸
- 180㎡台 3戸
- 190㎡台 1戸
- 200㎡台 14戸
- 210㎡台 0戸
- 220㎡台 0戸
- 合計 117戸



意見書・再意見書

2017年10月7日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 及び 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市古江谷6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市古江谷6丁目91-20他10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① 計画地西側地区の“屋上庭園”の敷地について、隣接する住居地のプライバシー確保が、自衛頂きたい。</p> <p>② 施工時の騒音、振動、土切りは既に現住民の生活に影響が及ぼっており、対策の落实を強く要請</p> <p>③ 雨水路はこれまでと同様、地域安全、治水の観点から市の管理として、現状を維持すべき(住居地比較すべきではない)</p>		
※受付年月日	29年9月1日	※受付番号	第29-L-15号
※備考			<p>※受付印</p> <p>受付 開発審査室 29.10.12 第29-L-15号</p>

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

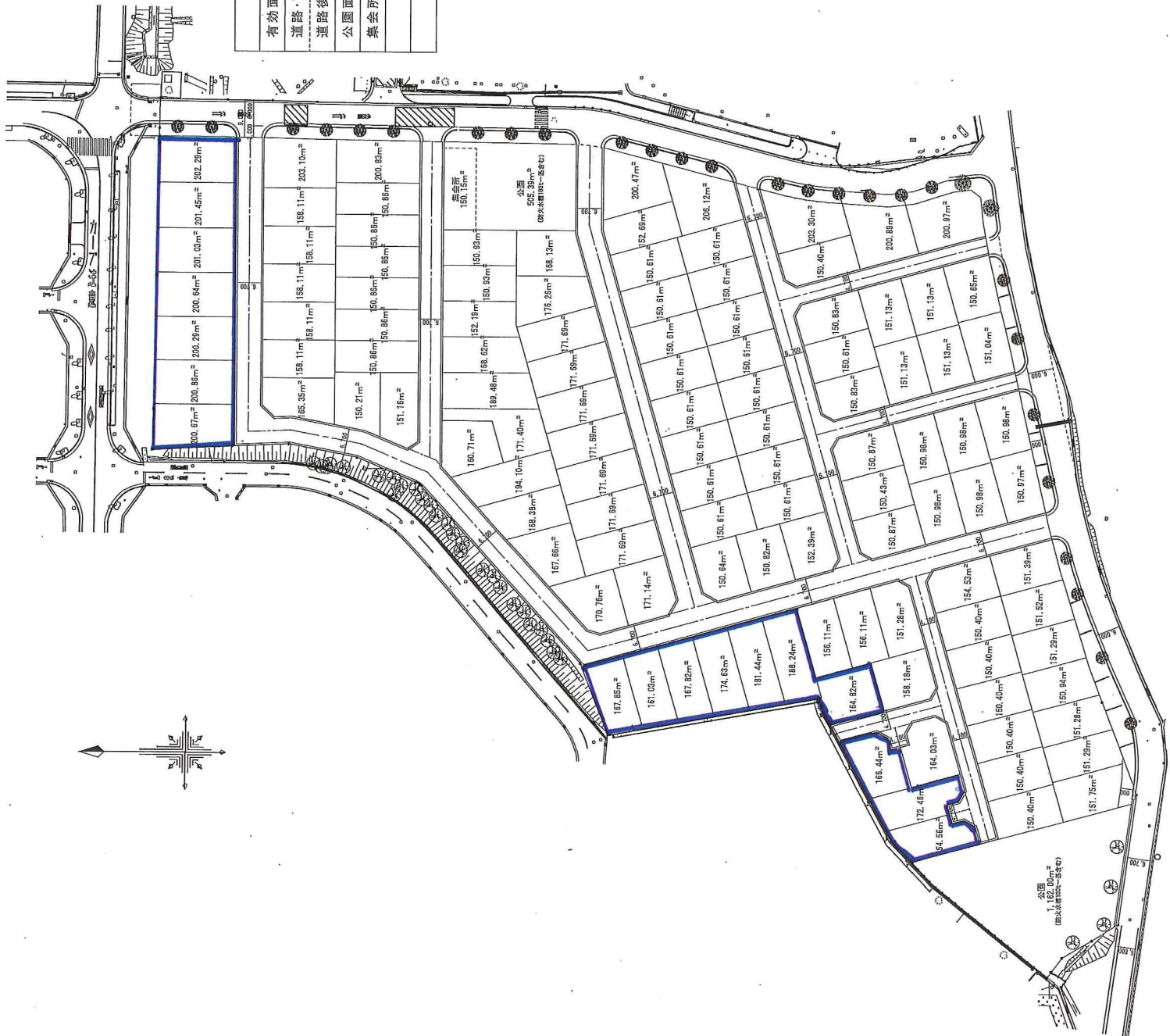
NO. 16見解書

- ①. ご意見頂いた内容を元に検討させて頂き、屋上庭園について 別添①範囲の区画に関しては屋上庭園不可区画として販売する事と致します。
- ②. 振動に関しては重機の低速運転や重機のアームに依る振動の低減を図っております。 噪音・ホコリにつきましても重機アームの選定や散水により配慮行います。
- ③. 当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

別添①

屋上庭園不可区画



	㎡	坪	%
有効面積	11,177	5,757.38	68.87
道路、下水道用地面積			
道路後退・歩道整備面積	6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積	1,667.39	504.38	6.03
集会所面積	150.15	45.42	0.55
開発面積	27,636.08	8,359.91	100.00

100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸

意見書・再意見書

2019年10月1日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市古江台6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市古江台6丁目91-20他10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>・雨水路はこれまで通り、地域の安全、治水の観点から市の管轄として、現状を維持すべき(住用地化までではない)</p> <p>・計画地西側は、隣接する住用地とのプライバシートラブル回避の観点から、通路や公園等、一定の距離の確保を要求致します。また宅地の高工についても、既存住地とのバランスの観点から、著しい盛土に反対します。</p> <p>・計画地西側地区の屋上庭園の販売について、隣接する住用地のプライバシー確保の為、自粛頂きたい。</p>		
※受付年月日	29年9月7日	※受付番号	第 29-L-15 号
※備考			※受付印 受付 開発審査室 29.10.12 第29-L-15号

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 17見解書

- ・当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。
- ・別添②の範囲において管理用通路(60cm)を設置致します。
管理用通路を設ける事により敷地から建物まで約1.0m程の離隔確保しプライバシー確保に努めます。
全体の計画としてはチェックリスト時の説明通り、現状地盤をベースとして著しい盛土をしない計画としております。ただし、ご意見にて頂いております 北西角の敷地(FH=48.00)のみについては3.0mを超える様な盛土となっております。当該部においては、境界部分がのり面となっており、のり面部分での境界沿いで一番高い所を維持しなければ、のり面及び周辺道路への影響が生じる為安全性を考慮した結果となっております。ご理解の程宜しくお願い致します。
- ・ご意見頂いた内容を元に検討させて頂き、屋上庭園について 別添①範囲の区画に関しては屋上庭園不可区画として販売する事と致します。

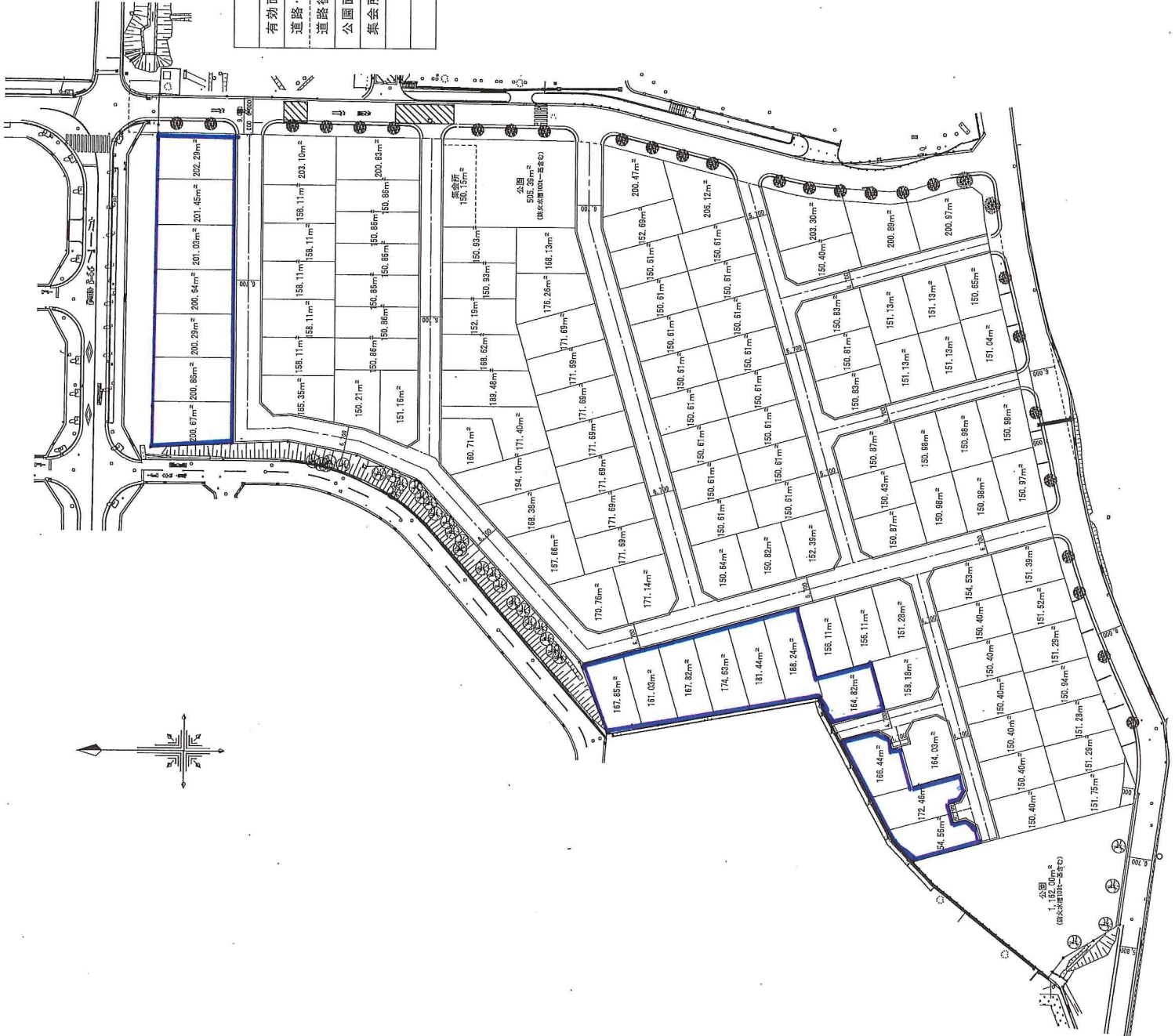
貴重なご意見ありがとうございました。

別添①

屋上庭園不可区画



	坪	m ²	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38
道路・下水道用地面積			
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73
公園面積		1,667.39	504.38
集会所面積		150.15	45.42
開発面積		27,636.08	8,359.91
			100.00

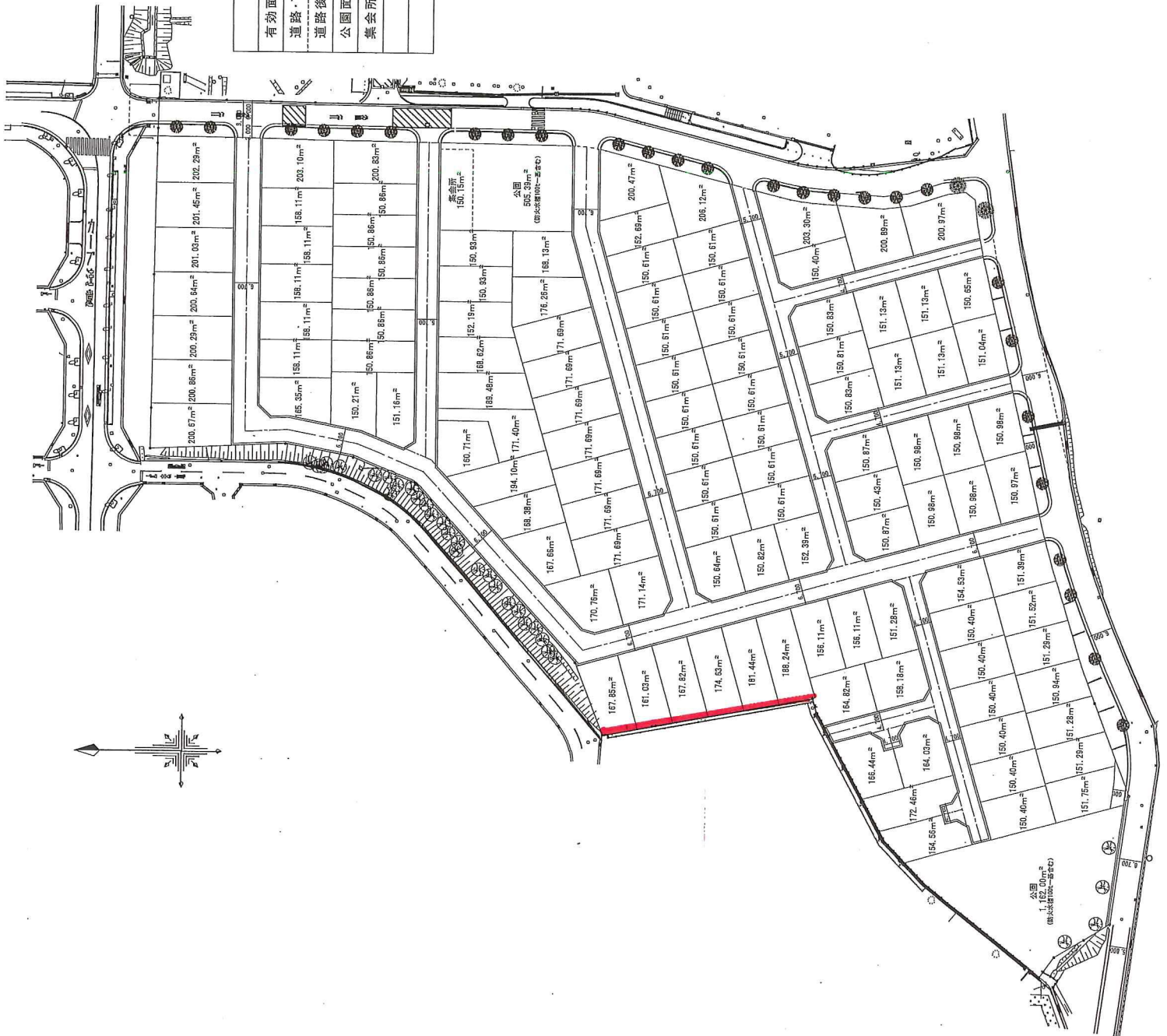


100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸

別添②

管理用通路設置場所

	坪	m ²	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38
道路、下水道用地面積			
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73
公園面積		1,667.39	504.38
集会所面積		150.15	45.42
開発面積		27,636.08	8,359.91
			100.00



- 100㎡台 0戸
- 110㎡台 0戸
- 120㎡台 0戸
- 130㎡台 0戸
- 140㎡台 0戸
- 150㎡台 74戸
- 160㎡台 12戸
- 170㎡台 13戸
- 180㎡台 3戸
- 190㎡台 1戸
- 200㎡台 14戸
- 210㎡台 0戸
- 220㎡台 0戸
- 合計 117戸

意見書・再意見書

2017年10月7日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 再意見書 を提出します。

開発事業の名称	吹田市古江台6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市6丁目91-20 他10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① B-B断面部：雨水路の開発は停止して下さい。 現状 B-B断面部の雨水路を使用しているの2、雨水路を維持願います。</p> <p>② A-A断面部：公園化もしくは、プライバシー確保のため、通路の設置等、現住宅と一定距離を確保下さい。防犯面、トラブル防止のため管理通路(別紙)と一定の距離を確保願います。</p> <p>③ 西側公園：現状計画の公園設置場所には、高い壁と集合住宅があるため、声が大変に及響けり。上記②の公園化に合わせて、公園設置場所を再検討願います。</p>		
※受付年月日	29.10.11日	※受付番号	第 29-115 号
※備考			※受付印 29.10.12 第 号

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 18見解書

- ①. 当該雨水路については 吹田市管理地となりますので吹田市と協議の上、ご要望通り取り込まない形で進めるよう致します。
- ②. 別添②の範囲において管理用通路(60cm)を設置致します。
管理用通路を設ける事により敷地から建物まで約1.0m程の離隔確保しプライバシー確保に努めます。
- ③. 現計画地西側の公園位置については、高速道路の騒音緩衝等の環境面を考慮し既存樹木存置を目的とした配置計画としております。ご理解の程宜しくお願い致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

別添②

管理用通路設置場所

	戸	㎡	坪	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38	68.87
道路・下水道用地面積				
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積		1,667.39	504.38	6.03
集会所面積		150.15	45.42	0.55
開発面積		27,636.08	8,359.91	100.00



100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸

様式第9号

意見書・再意見書

2017年10月12日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市6丁目戸建て計画		
事業区域の位置	吹田市古江台6丁目91-20他10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1, 当計画地南西に予定されている公園前付近の道路が非常に狭く、車の通行に支障をきたすものと考えられる。したがって道路の拡幅を考慮して頂きたい。</p> <p>2, また、計画地北側の6丁目との境界部分の吹田市の道路敷きは現状では危険なため、吹田市と協議の上、植栽やその他の方法により改善して頂きたい。</p> <p>3, 近隣低層住宅と調和を図り、余裕のある戸建建築となるように開発して頂きたい。</p>		
※受付年月日	29年9月1日	※受付番号	第29-L-15号
※備考			<p>※受付印</p> <p>受付 開発審査室 29.10.12 第29-L-15号</p>

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 19見解書

1. 当該道路部分については現況約5.8mの道路がありますが 現計画地前におきましては6.7mに拡幅する予定としております。
2. 当該地については吹田市管理地となる為、近隣住民様からのご要望として吹田市へ申し送りさせていただきます。(植栽やその他方法による改善の件)
3. 近隣低層住宅と調和が図れるよう外構計画を含め配慮に努めます。

貴重なご意見ありがとうございました。

様式第9号

意見書・再意見書


2017年10月10日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書
り 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市6丁目戸建て計画		
事業区域の位置	吹田市 古江台6丁目91-20他10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>1)本計画地は第1種中高層住居専用地域での戸建て計画となっており、将来の紛争を未然に避ける上でも、また購入者の将来への不安を解消する上でも建築協定を購入者と締結する旨重要事項説明書に明記し、締結を条件として頂きたい。建築協定の概要としては「高さ10m以内の2階建て戸建て住宅に限定する」とし、将来第三者に売却されても建築協定は引き継がれる、条項も含めていただきたい。少なくとも当該地域は戸建てとする建築協定は、大阪市が策定し、フジ住宅に引き継がれてはいはず。個々の土地購入者にも引き継がせるべきである。</p> <p>2)本計画地の中に計画されている公園について。南西角の公園には防災公園としての機能を持たせるべく計画いただきたい。出来れば防災器具を収納できるような収納庫も備えることを検討すべきである。</p> <p>3)南西角の公園横の空き地に関して、ぜひフジ集宅で計画地に取り込み、道路幅の拡幅と歩道の整備を行って頂きたい。</p> <p>3)集会所について。近隣住民も利用できるように検討いただきたい。</p> <p>4)北側、並びに北西斜面等吹田市の所有地に関し、吹田市と協議し街並みにふさわしい緑地として計画・整備頂きたい。</p> <p>5)各戸建ての設計に関しては、古江台の街並みふさわしい外観とするよう計画頂きたい。</p> <p>6)全体として緑被率を高めるよう計画頂きたい。</p> <p>7)自治会への加入を重要事項説明書にも記載頂きたい。</p>		
※受付年月日	29年9月1日	※受付番号	第29-L-15号
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

見解書

NO. 20見解書

- 1) 大阪市策定による「古江台6丁目西部地区建築協定」を土地購入者様へ引き継ぎます。
- 2) 該当公園については、吹田市へ帰属予定となりますのでご意見(防災公園・防災倉庫の設置)を踏まえ吹田市と協議致します。
- 3) 当該地においては、吹田市及び大阪府の所有地となっておりますので各所有者及び各管理者と協議し前向きに検討致します。
- 4) 本計画地で設置する集会所については近隣住民様も利用出来る様、前向きに検討致します。
- 5) 北側、並びに北西斜面地については吹田市管理地となる為、近隣住民様からのご要望として吹田市へ申し送り致します。
- 6) 近隣低層住宅と調和が図れるよう外構計画を含め配慮に努めます。
- 7) 各宅地にシンボルツリーの植樹を行う事で緑被率を高めるよう努めます。
- 8) 自治会への加入について重要事項説明へ記載するよう致します。

貴重なご意見ありがとうございました。